



中海テレビ放送 確認書

内容をご確認いただき、右下の「同意します」に○印をお願いします。

1. 加入契約金・工事費・月額利用料のお支払い日について

加入契約金・工事費のお支払いは、工事完了日の属する月の翌月10日に、ご指定口座からの金融機関自動振替といたします。なお、月額利用料は、毎翌月10日に同じく金融機関の自動振替にて行います。〈第10・11条参照〉

2. 請求書・領収書について

加入契約金・月額利用料その他金融機関の自動振替による支払いについては、原則としてお客様への請求書および領収書は発行いたしません。〈第28条参照〉但し、月額利用料については有料140円(税込154円)にてご利用料金の請求明細書を郵送いたします(希望者のみ)。

3. インターネット・ケーブルプラス電話・ケーブルライン・電力・モバイル・OTTの契約について

インターネット・ケーブルプラス電話・ケーブルライン・電力・モバイル・OTT加入の方は、別途申込が必要です。なお、その場合の契約約款は、インターネット契約約款・ケーブルプラス電話サービス規約・ケーブルラインサービス規約・電力約款・モバイル約款・OTT約款が適用されます。

4. 加入金の返却について

解約をされても加入金はお返しできません。但し、加入権の第三者への譲渡は可能です(別途名義変更手続き【有料】が必要です)。〈第6条・第19条・第23条参照〉
また、県内・県外へお引越される場合は、他のケーブルテレビ局でも権利をご利用できる場合がありますので、当社までお問い合わせ下さい。【加入者相互受入制度】

5. 工事費割引キャンペーンについて

テレビ・インターネット・ケーブルプラス電話・ケーブルライン等、キャンペーンで工事費を割引した場合、当社が定める期間内にサービスのいずれかを解約された時には、キャンペーン適用前の工事費を請求させていただきます。

6. 加入契約の解約について

お引越される場合や加入契約を解約する場合は、10日前までに当社にお申し出下さい。月額利用料・工事費等は全て精算させていただきます。〈第23条参照〉

7. 契約の撤回について

契約締結の日から8日以内に、お客様が書面により当該契約を撤回する旨を当社に申請された場合、契約を撤回することが出来ます。但し、工事費並びに撤去及び原状回復にかかる費用は、お客様負担となります。〈第3条参照〉

8. 加入者の禁止事項について

当社に無断での設備の改修や増設・移設工事は禁止しております。無断での改修・増設・移設等が発覚した場合、当社で改めて適切な設備工事を行い、その費用はお客様負担となります。
また、無断の工事等が原因で、近隣及び当社に何らかの障害が発生した場合は、お客様が損害賠償の責任を負うものとします。〈第21条参照〉

9. 加入金・工事費・月額利用料の滞納について

加入金・工事費を1ヶ月以上、月額利用料を2ヶ月以上滞納された場合は、当社は催告の上、全サービス(NHK・民放局も含む)の停止及び契約の解約ができるものとします。〈第22条参照〉

10. 諸手数料等について

視聴場所変更・増設工事・端末機器の交換・お客様側に瑕疵がある場合の出張費・サービスの再開等は原則として全て有料となります。〈契約約款別表参照〉

11. NHK受信料について

月額利用料にNHKの受信料は含まれておりません。NHKの受信料は別途必要です。

12. NHK団体一括支払いについて

NHK衛星カラー受信料は、当社で団体一括支払い制度をお申し込みされると割引となります。
※但し、多チャンネルサービスご利用の方のみ対象となります。

13. 番組表について

番組案内誌「ケーブルガイド」は、各ご家庭に1冊発送いたします。地上波放送・区域外放送(瀬戸内海放送・テレビせとうち・サンテレビ)・BS放送につきましては、新聞のテレビ欄等をご覧ください。
※番組案内誌「ケーブルガイド」に、デジタルミニコース・デジタルベーシックコース・デジタルデラックスコースの番組の一部は掲載されません。電子番組表(EPG)をご利用ください。

14. 地上デジタル放送・BSデジタル放送について

STBを設置していないテレビで地上デジタル放送・BSデジタル放送を視聴される場合には、当社からの受信であっても、お客様で地上デジタル・BSデジタル対応機器をご用意いただく必要があります。

15. BS・CS・区域外放送について

BS・CS・区域外放送(瀬戸内海放送・テレビせとうち・サンテレビ)については、気象条件・電波条件等により、画像が乱れることがあります。なお、当社でサービスを行っている全チャンネルにおいて受信障害が発生しても月額利用料は減額されません。〈第17条参照〉

16. メンテナンス等について

当社のテレビ、インターネット、電話サービスは、気象条件・保守作業・各種障害等により、そのサービスの一部、又は全部について予告なく停止することがございます。〈第16条参照〉

17. 番組の変更及びチャンネルの変更

当社の番組内容や放送チャンネルは、事情により変更されることがあります。〈第16条参照〉なお、この場合にも、加入金・工事費及び月額利用料の返却・減額はできません。

18. デジ録(録画機能内蔵STB)について

デジ録(録画機能内蔵STB)の最低利用期間は、6ヶ月といたします。〈第4条参照〉
また、ご利用の際、録画・録音されたデータが消失した場合、機器や放送の不具合等により正常に録画・録音ができなかった場合等、これらにより生じた損害につきましては、原因の如何を問わず当社は一切の補償をいたしません。機器の故障により交換が必要な場合にも、録画内容は全て消去されます。また、記録された内容(データ)について復元・保存等の補償はいたしません。〈第17条参照〉

19. 宅内工事について

宅内工事は、当社指定のケーブルを端末機器まで新たに配線いたします。その際、一部露出配線になること、及び壁面に穴を開けることがあります。

20. 端末機器について

当社の多チャンネル放送サービス・インターネットサービス・電話サービスを利用される場合は、当社指定の端末機器を設置する必要があります。端末機器は貸与ですので、加入契約の解約時に当社に返還してください。また、機器に不具合が生じた場合は、当社までお申し出ください。
端末機器は、性能改善のため仕様を変更することや、社会情勢の変化に伴い有料とすることがあります。〈第14条参照〉
また、ご加入された時期・地区等の違いにより、設置していただく端末機器が異なる場合がございます。

21. 不正視聴について

不正視聴が発覚した場合には、当社は約款に定める損害賠償の請求を行います。〈第24条参照〉

加入者番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

私は上記の重要事項を確認し、且つ「株式会社中海テレビ放送契約約款」に	同意します	加入者氏名	印
(○印をお願いいたします)			

ご契約者への重要事項のご説明

工事着手までに、必ずお読み下さい。

この度はご契約誠にありがとうございます。下記の重要事項についてご確認ください。
尚、契約内容の詳細事項については「**中海テレビ放送契約約款**」を必ずご確認ください。

1. 加入契約金・工事費・月額利用料のお支払い日について

加入契約金・工事費のお支払いは、工事完了日の属する月の翌月10日に、ご指定口座からの金融機関自動振替といたします。なお、月額利用料は、毎翌月10日に同じく金融機関の自動振替にて行います。〈第10・11条参照〉

2. 請求書・領収書について

加入契約金・月額利用料その他金融機関の自動振替による支払いについては、原則としてお客様への請求書および領収書は発行いたしません。〈第28条参照〉但し、月額利用料については有料140円(税込154円)にてご利用料金の請求明細書を郵送いたします(希望者のみ)。

3. インターネット・ケーブルプラス電話・ケーブルライン・電力・モバイル・OTTの契約について

インターネット・ケーブルプラス電話・ケーブルライン・電力・モバイル・OTT加入の方は、別途申込が必要です。なお、その場合の契約約款は、インターネット契約約款・ケーブルプラス電話サービス規約・ケーブルラインサービス規約・電力約款・モバイル約款・OTT約款が適用されます。

4. 加入金の返却について

解約をされても加入金はお返しできません。但し、加入権の第三者への譲渡は可能です(別途名義変更手続き【有料】が必要です)。〈第6条・第19条・第23条参照〉
また、県内・県外へお引越される場合は、他のケーブルテレビ局でも権利をご利用できる場合がありますので、当社までお問い合わせ下さい。【加入者相互受入制度】

5. 工事費割引キャンペーンについて

テレビ・インターネット・ケーブルプラス電話・ケーブルライン等、キャンペーンで工事費を割引した場合、当社が定める期間内にサービスのいずれかを解約された時には、キャンペーン適用前の工事費を請求させていただきます。

6. 加入契約の解約について

お引越される場合や加入契約を解約する場合は、10日前までに当社にお申し出下さい。月額利用料・工事費等は全て精算させていただきます。〈第23条参照〉

7. 契約の撤回について

契約締結の日から8日以内に、お客様が書面により当該契約を撤回する旨を当社に申請された場合、契約を撤回することが出来ます。但し、工事費並びに撤去及び原状回復にかかる費用は、お客様負担となります。
〈第3条参照〉

8. 加入者の禁止事項について

当社に無断での設備の改修や増設・移設工事は禁止しております。無断での改修・増設・移設等が発覚した場合、当社で改めて適切な設備工事を行い、その費用はお客様負担となります。
また、無断の工事等が原因で、近隣及び当社に何らかの障害が発生した場合は、お客様が損害賠償の責任を負うものとします。〈第21条参照〉

9. 加入金・工事費・月額利用料の滞納について

加入金・工事費を1ヶ月以上、月額利用料を2ヶ月以上滞納された場合は、当社は催告の上、全サービス(NHK・民放局も含む)の停止及び契約の解約ができるものとします。〈第22条参照〉

10. 諸手数料等について

視聴場所変更・増設工事・端末機器の交換・お客様側に瑕疵がある場合の出張費・サービスの再開等は原則として全て有料となります。〈契約約款別表参照〉

11. NHK受信料について

月額利用料にNHKの受信料は含まれておりません。NHKの受信料は別途必要です。

12. NHK団体一括支払いについて

NHK衛星カラー受信料は、当社で団体一括支払い制度をお申し込みされると割引となります。
※但し、多チャンネルサービスご利用の方のみ対象となります。

13. 番組表について

番組案内誌「ケーブルガイド」は、各ご家庭に1冊発送いたします。地上波放送・区域外放送(瀬戸内海放送・テレビせとうち・サンテレビ)・BS放送につきましては、新聞のテレビ欄等をご覧ください。
※番組案内誌「ケーブルガイド」に、デジタルミニコース・デジタルベーシックコース・デジタルデラックスコースの番組の一部は掲載されません。電子番組表(EPG)をご利用ください。

14. 地上デジタル放送・BSデジタル放送について

STBを設置していないテレビで地上デジタル放送・BSデジタル放送を視聴される場合には、当社からの受信であっても、お客様で地上デジタル・BSデジタル対応機器をご用意いただく必要がございます。

15. BS・CS・区域外放送について

BS・CS・区域外放送(瀬戸内海放送・テレビせとうち・サンテレビ)については、気象条件・電波条件等により、画像が乱れることがあります。なお、当社でサービスを行っている全チャンネルにおいて受信障害が発生しても月額利用料は減額されません。〈第17条参照〉

16. メンテナンス等について

当社のテレビ、インターネット、電話サービスは、気象条件・保守作業・各種障害等により、そのサービスの一部、又は全部について予告なく停止することがございます。〈第16条参照〉

17. 番組の変更及びチャンネルの変更

当社の番組内容や放送チャンネルは、事情により変更されることがあります。〈第16条参照〉なお、この場合にも、加入金・工事費及び月額利用料の返却・減額はできません。

18. デジ録(録画機能内蔵STB)について

デジ録(録画機能内蔵STB)の最低利用期間は、6ヶ月といたします。〈第4条参照〉
また、ご利用の際、録画・録音されたデータが消失した場合、機器や放送の不具合等により正常に録画・録音ができなかった場合等、これらにより生じた損害につきましては、原因の如何を問わず当社は一切の補償をいたしません。機器の故障により交換が必要な場合にも、録画内容は全て消去されます。また、記録された内容(データ)について復元・保存等の補償はいたしません。〈第17条参照〉

19. 宅内工事について

宅内工事は、当社指定のケーブルを端末機器まで新たに配線いたします。その際、一部露出配線になること、及び壁面に穴を開けることがあります。

20. 端末機器について

当社の多チャンネル放送サービス・インターネットサービス・電話サービスを利用される場合は、当社指定の端末機器を設置する必要があります。端末機器は貸与ですので、加入契約の解約時に当社に返還してください。また、機器に不具合が生じた場合は、当社までお申し出ください。
端末機器は、性能改善のため仕様を変更することや、社会情勢の変化に伴い有料とすることがあります。〈第14条参照〉
また、ご加入された時期・地区等の違いにより、設置していただく端末機器が異なる場合がございます。

21. 不正視聴について

不正視聴が発覚した場合には、当社は約款に定める損害賠償の請求を行います。〈第24条参照〉

加入者番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

私は上記の重要事項を確認し、且つ「株式会社中海テレビ放送契約約款」に	同意します (〇印をお願いいたします)	加入者氏名	印
------------------------------------	---	-------	--------------

*記載いただいた個人情報は、当社提供サービスを利用するための各種工事・維持・管理・お知らせ・料金収納・放送・通信に関する調査等、当社の業務範囲内で利用します。

株式会社中海テレビ放送契約約款

株式会社中海テレビ放送（以下「ＣＣＯ」という）とＣＣＯが行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という）との間に結ばれる契約は、次の条項によります。

（ＣＣＯの行うサービス）

第1条　ＣＣＯは業務区域内の加入者に次のサービスを提供します。

（基本サービス）

1.　ＣＣＯによる受信可能なテレビジョン放送及びＦＭ放送を、有線によりその全ての放送番組に変更を加えないで同時に再放送するサービス。
イ、テレビジョン放送及びＦＭ放送による「自主放送サービス」という）のうち、別表料金に定める基本利用料の範囲内で提供するサービス。

（特別番組サービス）

自主放送サービスのうち基本利用料の範囲外で提供し、別表料金表に定める特別利用料を必要とするサービス。

（3）PCMによる自主音楽放送番組を有線により放送するサービス。

（4）上記事業に附帯するサービス。

（5）デジタル放送サービス

上記のサービスは一部から始め漸次拡充される。

（契約の単位）

第2条　加入契約は、1世帯または1事業所について加入者引込線1回線ごとに行います。
2.　この契約に定める1世帯とは、同一の住居及び生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者をいいます。

（契約の成立と撤回）

第3条　加入者は、加入申込書に必要事項を記入・捺印の上申し込み、ＣＣＯがこれを承諾した時点で成立するものとします。

2.　ＣＣＯは、加入者引込線を設置し保守することが技術上、経営上困難な場合、ＣＣＯは加入者の承諾を撤回することができるものとします。
3.　加入者は契約締結の日から8日以内に書面により申し出れば、当該契約を撤回できるものとします。

（最低利用期間）

第4条　録画機能内蔵ＳＴＢの最低利用期間は6ヶ月とします。

2.　最低利用期間満了前の解約につきましては、残余期間の録画内蔵ＳＴＢ追加料金を支払うものとします。ただし、第3条3項の場合は例外とします。

（加入の有効期限）

第5条　加入契約の有効期限は、契約成立の日から2年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までにＣＣＯ、加入者のいずれかがその相手方に何等の意思表示を示さない場合には、引き続き1年間自動延長するものとし、以後も同様とします。

（加入契約金）

第6条　加入者は、加入契約成立後、別表料金表に定める加入契約金を支払うものとします。
2.　加入契約金は返却しないものとします。ただし、第3条3項に該当する場合は例外とします。

（加入権利の取得）

第7条　加入者は加入契約金の支払いが完了した時点で加入権利を取得するものとします。

（担保設定の禁止）

第8条　加入者は加入権利を担保設定の対象とすることを禁止します。

（B-CAS、C-CASカード及びACASチップの取扱い）

第9条　加入者はデジタル放送サービスの提供を受ける場合には、デジタル放送用のICカード（以下「B-CASカード」または「ACASチップ」という）及び専門チャンネル用ICカード（以下「C-CASカード」という）を使用するものとします。
2.　B-CASカードに関する取扱いについては、株式会社ビーエスコンディショナルアクセスシステムズの「ビーエスコンディショナルカード使用許諾契約約款」に定めるところによりします。

3.　故意または過失によるB-CAS、C-CASカードの破損滅失等の場合には、その相当分をCCOIに支払うものとします。
4.　解約時には、B-CAS、C-CASカードをCCOIに返却するものとします。

5.　CCOIは必要に応じて、加入者にB-CAS、C-CASカードの交換及び返却を請求することができるものとします。
6.　ACASチップはSTBIに実装されており、取り外しはできません。ACASチップが実装されたSTBが故障した場合は一体での交換となります。

7.　B-CAS、C-CASカードは　CCOIに帰属し、CCOIは加入者がCCO手配以外のデータ追加及び変更ならびに改定することを禁止し、それが行われたことによるCCO及び第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。

（利用料）

第10条　加入者は、サービス開始日の属する月から利用するサービスに応じて別表料金表に定める利用料を支払うものとします。

2.　ＣＣＯが、全てのサービスを月のうち継続して10日以上に渡って提供しなかった場合、前項の規定にかかわらず当該加入者が支払うべき当該月分の利用料は無料とします。ただし、別料金番組利用料の扱いについてはこの限りではありません。

3.　社会情勢の変化、サービスの内容拡充等により、ＣＣＯが利用料の改定をするときは、1ヵ月前までに加入者に通知するものとします。この場合、加入者は改定日の属する月の翌月より改定後の利用料を支払うものとします。

4.　NHKの受信料は、当社の約款で設定した利用料には含まれていません。

（支払方法）

第11条　加入者は、加入契約金、利用料、使用料（第14条における端末機器使用料のこと）及び工事費等をＣＣＯが別途指定する支払期日までにＣＣＯに支払うものとします。支払方法は原則としてＣＣＯが指定する金融機関の預金口座自動振替またはクレジットカード決済によるものとします。

（設備の所有及び費用の負担）

第12条　ＣＣＯの設置した設備のうち、タップオフまたはクロージャーマでの設備に要する費用はＣＣＯが負担し、また最寄りのタップオフまたは保安器まで、または最寄りのクロージャ－からV－OＮＵまでの設置（以下「引込線」という）の設置に要する費用は加入者が負担し、ＣＣＯがこれを所有及び管理するものとします。
2.　加入者は保安器またはV－OＮＵの出力端子から受信機の入力端子までの設備（以下「加入者設備」という）の設置に要する費用を負担し、これを所有するものとします。
3.　引込線を設置するにあたり、ＣＣＯの施工基準を超える場合、その費用は加入者が負担し、ＣＣＯがこれを所有及び管理するものとします。
4.　前1項、前2項及び前3項にあげる事項についてはＣＣＯまたはＣＣＯの指定する業者が行うものとします。
5.　ＣＣＯが加入者設備の設置工事等を行なった場合、または設置工事等に立ち会った場合には、加入者はその費用をＣＣＯに支払うものとします。
6.　加入者は引込線の設置に特別に必要とする自営柱、地下埋設等の設備を設置し、これに要する費用を負担するものとします。

（設備の設置・撤去）

第13条　ＣＣＯの業務に必要な設備の設置、調整、保守、撤去等は、ＣＣＯ及びＣＣＯ指定の業者以外の者が行うことはできません。

2.　ＣＣＯは、放送センターから保安器またはV－OＮＵまでの設備（以下「中海設備」という）、端末機器の設置・撤去工事のため、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該加入者は予め必要な承諾を得ておくものと、これに関して責任を負うものとします。

3.　加入者は、ＣＣＯまたはＣＣＯ指定の業者が設備の設置、調整、保守、撤去等を行うため設備にかかわる敷地、家屋、構築物等への立ち入りを求めた場合は協力し、また、それに必要な電気等を無償で提供するものとします。

4.　加入者は、引込線、加入者設備及び端末機器を移動、取り外し、変更する必要がある場合は、変更する10日前までにＣＣＯに申し出るものとします。

（端末機器の貸与）

第14条　ＣＣＯのサービスを受けるための必要な端末機器は、ＣＣＯが貸与するものとします。
2.　端末機器等の性能改善のため、予告なくその仕様を変更することがあります。
3.　社会情勢の変化にもついても、端末機器を有料にすることが出来るものとします。
4.　加入者は、端末機器の善良な管理者として注意を持って取扱い、ＣＣＯの承諾なしに移動または取外しができないものとします。
5.　端末機器は、加入契約の休止または解約時ＣＣＯに返却するものとします。
6.　加入者は、ＣＣＯが必要に応じて行う端末機器等の性能改善作業の実施に同意するものとします。

7.　多チャンネル放送は、CCOの指定する端末機器が設置された場合のみ利用いただけます。C、CＣＯは録画機能内蔵ＳＴＢの故障等による交換や解約・休止時の撤去の際には録画物（蓄積、挿入されたデータ全て）を消去し、録画物の返却はいたしません。
9.　加入者の故意または過失により端末機器のリモコンに故障、破損、滅失等の不具合が生じた場合、加入者はＣＣＯに申し出て有償にて交換できるものとします。

（設備の改修、故障等にもとなう責任負担）

第15条　ＣＣＯの保守責任範囲は中海設備までとします。加入者設備の範囲で機器の修復などの費用が発生した場合は、その費用は加入者の負担となります。
2.　ＣＣＯは、サービスの利用に異常が生じた場合は、これを調査し必要な処置を講じます。ただし、加入者受信機に起因する場合はこの限りではありません。
3.　サービスの利用に異常が生じる原因が加入者の受信機または加入者設備の故障等による場合は、加入者が修復に要する費用を負担するものとします。
4.　加入者は、故意もしくは過失によって中海設備またはＣＣＯの提供する端末機器に破損、滅失等の不具合が生じた場合は、その修復に要する費用を負担するものとします。
5.　前3項及び前4項にあげる故障、破損、滅失等によりCCOが損害を被った場合、CCOは当該加入者に対し損害賠償請求ができるものとします。
6.　ＣＣＯの責に帰すことのできない事由による損害について、ＣＣＯはその責任を負わないものとします。

（サービスの一時中断、内容の変更）

第16条　ＣＣＯは、設備等の維持管理の必要上やむを得ずサービスの提供を一時中断することがあります。この場合、ＣＣＯは事前に加入者にその旨を通知するものとしますが、緊急やむを得ない場合はこの限りでは加入者へしません。
2.　ＣＣＯは、事情によりサービスの内容の変更を行う場合があります。

（免責事項）

第17条　ＣＣＯは、次に該当する場合の損害の賠償には応じないものとします。
（1）天災その他の事由等によりサービスの提供を中止、中断した場合、または放送サービスの異常（画質の劣化、ブロックノイズ、画面の停止その他受信不能等）が発生した場合。
（2）録画機能内蔵ＳＴＢの利用の録画、再生機能の不具合が生じた場合及び録画物等（蓄積、挿入されたデータ全て）の消失、破損などが生じた場合。また、機器の交換や撤去を行った際に、録画物が消失した場合。

（設置場所の変更）

第18条　加入者は、ＣＣＯが承諾すれば、次の場合、加入者設備及び端末機器の設置場所を移転することが出来ます。ただし、加入者は、移転を希望しても移転先の中海設備の都合で移転できない場合があることを承認するものとします。

（1）同一敷地内で設備を移転する場合。
（2）サービスの提供を受けることが出来る場所に設備を移転する場合。
（3）最寄りのタップオフまたはクロージャ－に余裕がある場合。
4.　加入者は、加入者設備及び端末機器の設置場所を移転する場合、ＣＣＯに書面で申し出るものと別表料金表に定める設置場所変更手数料及び移転に要する費用をＣＣＯに支払うものとします。

（加入権利の譲渡）

第19条　加入者はＣＣＯの加入権利を新加入者に譲渡を希望する場合、加入者と新加入者の同意を書面をもって提出する必要があります。その場合、新加入者は、別に定める名義変更手数料をＣＣＯに支払うものとします。

ただし、加入者に利用料の支払遅延等加入契約に違反する行為があった場合、ＣＣＯはこれを受諾しないものとします。

（加入申込記載事項の変更）

第20条　加入者は、加入申込記載のサービス内容の変更を希望する場合には、別途ＣＣＯが指定する方法によってＣＣＯに申し出るものとします。申し出があつた場合、ＣＣＯはすみやかに変更した契約内容に基づいてサービスを提供します。
2.　前項の他、加入申込書に記載した事項について変更がある場合には、加入者はこれを証明する書類を添えて書面によってＣＣＯに申し出るものとします。

（加入者の禁止事項等）

第21条　加入者は、ＣＣＯに無断で設備の改変や増設・移設工事をしてはならないものとします。
2.　無断で改変や増設・移設した設備については、ＣＣＯが改めて適切な設備工事を行い、その費用は加入者が負担するものとします。
3.　無断で改変や増設・移設したことによってＣＣＯまたは他の加入者に受信障害など不利益が生じた場合、改変や増設・移設した加入者が賠償責任を負うものとします。
4.　ＣＣＯが提供する内容をＣＣＯの承諾なしに営業目的に使用したり、複製その他の方法で第三者に供給することを禁止します。
5.　営業目的等のために、加入者サービスの提供を受ける場合、ＣＣＯが保有する著作権及び著作権隣接権に関する対価を請求することがあります。

（加入者の義務違反による停止及び解除）

第22条　ＣＣＯは加入者が利用料等を2ヶ月以上、また加入金・工事費等当初支払うべき費用を1ヶ月以上滞納した場合、当該加入者に催告の上ＣＣＯが提供する全てのサービスを停止、あるいは加入契約を解除することができるとします。また、サービスの停止後入金がありサービスを再開した場合、加入者は再開した日の属する月の利用料金全額をＣＣＯに支払うものとします。
2.　ＣＣＯは加入者にこの加入契約約款に違反する行為があつたと認める場合は当該加入者に催告の上ＣＣＯの提供する全てのサービスを停止し、あるいは加入契約を解除することができるものとします。
3.　加入者が第21条の規定に違反したとき、ＣＣＯは、当該加入者がサービス開始日からサービスの全てを不正に利用していたものとみなし、当該加入者に対し不正に利用したサービスの相額を請求できるものとします。
4.　ＣＣＯは契約の解除に際して端末機器を撤去することができるものとします。
5.　加入契約の解除に際して、加入者が引込線の撤去を希望した場合に加入者の所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等に復旧を要した場合、その復旧費は加入者が負担するものとします。
6.　加入者にこの加入契約約款に違反する行為があり、ＣＣＯが加入契約を解除した場合でも、利用料、工事費等を請求できるものとします。
7.　ＣＣＯが加入契約を解除した場合でも、解除前に生じた加入者の補償責任並びに負うべき義務は失効しないものとします。

（加入契約の解約）

第23条　加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の10日前までにＣＣＯに書面で申し出るものとします。
2.　加入者は、加入契約を解約するときは、利用料、工事費等を清算するものとします。この場合、利用料は解約日の属する月まで支払うものとします。
3.　ＣＣＯは、加入契約が解約された場合、希望があれば引込線及び加入者設備を撤去します。ただし、撤去にともなう復旧費用は、解約した加入者が負担するものとします。

4.　加入契約を解約した後でも、解約前に生じた加入者の補償責任並びに負うべき義務は失効しないものとします。

5.　ＣＣＯは解約に際して端末機器の撤去をすることができるものとします。
6.　引込線及び加入者設備の撤去にともない加入者の所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等に復旧を要した場合、その復旧費用は加入者が負担するものとします。
7.　前3項、前5項及び前6項の場以外に第13条の規定を適用するものとします。

（不正視聴）

第24条　ＣＣＯの貸与した端末機器以外の機器等により、多チャンネルサービスを視聴している者に対し、ＣＣＯはこれを盗視聴者としてたの損害賠償を請求するものとします。

（1）設備に損傷を生じさせている場合は、その復旧に要する全費用。
（2）加入者が不正視聴を行った日からＣＣＯにおいてその事実を確認したときに至るまでの利用料。

（加入者個人情報保護の保護）

第25条　ＣＣＯは、保有する個人情報（諸情報（加入個人に関する情報で、加入者個人を識別できる情報をいいます。以下「個人情報」という。）を第三者に提供しません。ただし次の場合を除きます。

（1）ＣＣＯのサービスを提供する上で必要となる場合。
（2）ＣＣＯのサービスの向上を目的とした視聴者調査を行う場合。
（3）調査の集計及び分析等により得られたものを、個人を識別または特定できない態様にて第三者に開示または提供する場合。
（4）加入者の同意を得た上で個人情報を開示または提供する場合。
（5）ＣＣＯのサービスに必要な情報の目的のために外部業者に委託する場合。
（6）法令等の規定により提供が認められている場合、または法律上照会権限を有するものから照会を受けた場合。
（7）ＣＣＯが伝送路設備等を借り受けている機関に対して、工事やその他の業務に必要な情報を提供する場合。
（8）加入者が賃貸住宅、分譲住宅にて、ＣＣＯのサービスを受けている場合に、ＣＣＯが施設所有者、及び管理責任者（管理組合等）に対して、工事やその他の業務に必要な情報を提供する場合。
2.　CCOが保有する個人情報、CCOが提供するサービスを利用するのための各種工事・維持・管理・お知らせ・料金取納・放送情報に関する調査等、CCOの業務範囲内で利用します。
（インターネット回線からの視聴情報収集について）

第26条　第25条の規定を遵守したうえで、ＣＣＯが貸与した端末機器に接続されたインターネット回線から視聴情報を収集し、ＣＣＯのサービス向上のために利用します。

（約款の改定）

第27条　ＣＣＯは、この約款を経務大臣に届出の上改正することがあります。この場合、加入者は変更事項を承認するものとします。

（請求書・領収書の寄附）

第28条　加入者契約金、利用料等の金融機関の預金口座自動振替またはクレジットカード決済による支払いについては、原則として加入者への請求書・領収書は発行しないものとします。

（定めなき事項）

第29条　この約款に定めなき事項が生じた場合は、ＣＣＯ及び加入者は、契約約款の主旨に従い誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

（管轄裁判所）

第30条　加入契約に関する紛争が生じたときは、ＣＣＯの本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

（附　則）

1.　ＣＣＯは特に必要がある場合には、この約款に特約を付することが出来るものとします。
2.　一括加入、業務用等の契約については別に定めるものとします。
3.　当社のインターネットの契約に際しては別途インターネット契約約款が適用されます。
4.　この約款は、令和4年7月1日より施行します。

料 金 表

1.加入契約金及び利用料金

☆加入契約料金60,000円（税込66,000円）

☆デジタルミニコン　基本利用料金2,600円（税込2,860円）/月・2台目以降使用料800円（税込880円）/月・台
☆デジタルブルーコン　基本利用料金1,100円（税込1,450円）/月・2台目以降使用料1,500円（税込1,650円）/月・台
☆デジタルデラックスコン　基本利用料金1,400円（税込1,495円）/月・2台目以降使用料1,900円（税込2,090円）/月・台
☆デジ録（録画機能付きSTB）テレビサービス料金に追加　900円（税込990円）/月・台
☆デジ録ブルーレィ（録画機能付きSTB）テレビサービス料金に追加　1,900円（税込2,090円）/月・台
☆Chukaiスマートテレビ4K　テレビサービス料金に追加900円（税込990円）/月・台
☆Hulu　税込1,026円/月

☆ペイチャンネルサービス

項 目	金 額	項 目	金 額
スターチャンネル	1,800円（税込1,980円）/月・台	アニマアター-X(AT-X)	税込2,180円/月・台
J SPORTS 4	1,300円（税込1,430円）/月・台	グリーンチャンネル	2 chセット
東映チャンネル	1,500円（税込1,650円）/月・台	グリーンチャンネル2	1,000円（税込1,100円）/月・台
衛星劇場	2,000円（税込2,200円）/月・台	レインボーチャンネル	2,300円（税込2,530円）/月・台
フジテレビ ONE	3 chセット 2,646円（税込2,910円）/月・台	プレイボーイチャンネル	2,500円（税込2,750円）/月・台
フジテレビ TWO		レッドチュ－リ－	2,500円（税込2,750円）/月・台
フジテレビ NEXT		プレイボーイチャンネル・	3,000円（税込3,300円）/月・台
フジテレビ NEXT	2,146円（税込2,360円）/月・台	レッドチュ－リの2chセット	
Mnet	2,300円（税込2,530円）/月・台		
KNTV	3,000円（税込3,300円）/月・台		

2. 工事費及び諸手数料

項 目	金 額	項 目	金 額
工事費	実費	名義変更手数料	5,000円（税込5,500円）/件

ご注意

- ① 上記金額にはNHKの受信料及びWOWOWへの利用料金を含みません。
- ② 集合住宅等で導入条件により上記料金とは異なる場合があります。